

## (参考) 各セーフガード措置の輸入数量計上対象品目

輸入数量に応じて発動される各セーフガード措置について、輸入数量の計上対象となる輸入統計品目番号（平成 31 年 4 月 1 日時点）は、下記のとおりです。

## 1. 輸入数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第 7 条の 3）

項 名	概 要	輸入統計品目番号
1	低脂肪乳	0401.10-110、-190
2	飲用乳	0401.20-110、-190
3	クリーム	0401.40-110、-190、 0401.50-111、-119、-121、-129
4	粉乳類	0402.10、0402.21、0402.29
5	無糖れん乳	0402.91-121、-129、-210、-290
6	加糖れん乳	0402.99-121、-129、-210、-290
7	ヨーグルト	0403.10-110、-120、-190
8	バターミルク	0403.90-111、-112、-113、-116、-117、-118、 -121、-122、-123、-126、-127、-128、 -131、-132、-133、-136、-137、-138
9	ホエイ及び調製ホエイ	0404.10-111、-119、 -121、-122、-125、-126、-127、-128、 -131、-135、-136、-137、-138、 -141、-142、-145、-146、-147、-148、 -151、-159、 -161、-162、-165、-166、-167、-168、 -171、-175、-176、-177、-178、 -181、-182、-185、-186、-187、-188
10	その他の乳製品	0404.90-111、-112、-116、-117、-118、 -121、-122、-126、-127、-128、 -131、-132、-136、-137、-138
11	バター	04.05
12	雑豆	0713.10-221、-229、 0713.32、 0713.33-221、-229、 0713.34-291、-299、 0713.35-291、-299、 0713.39-221、-226、-222、-227、 0713.50-221、-229、 0713.60-291、-299、 0713.90-221、-229

13	小麦及びその加工品・調製品	10.01、 1008.60-210、-290、 11.01、 1102.90-210、-290、 1103.11、 1103.19-210、-290、 1103.20-110、-190、-510、-590、 1104.19-111、-119、-121、-129、 1104.29-111、-119、-121、-129、 1108.11、 1901.20-131、-139、-151、-152、 1901.90-151、-159、-171、-172、 1904.10-221、-229、 1904.20-221、-229、 1904.30、 1904.90-210、-290、 2106.90-214、-215
14	大麦及びその加工品・調製品	10.03、 1102.90-110、-190、 1103.19-110、-190、 1103.20-410、-490、 1104.19-410、-490、 1104.29-410、-490、 1901.20-141、-149、 1901.90-161、-169、 1904.10-231、-239、 1904.20-231、-239、 1904.90-310、-390、 2106.90-216、-219
14の2	米及びその加工品・調製品	10.06、 1102.90-310、-390、 1103.19-510、-590、 1103.20-350、-390、 1104.19-250、-290、 1104.29-250、-290、 1901.20-122、-128、-162、-168、 1901.90-142、-148、-587、-588、 1904.10-211、-212、 1904.20-211、-212、 1904.90-120、-130、 2106.90-517、-518
15	コーンスターチ	1108.12
16	ばれいしょでん粉	1108.13
17	マニオカでん粉	1108.14
18	サゴでん粉	1108.19-011、-012、-017、-018
19	その他のでん粉	1108.19-091、-092、-097、-098
20	イヌリン	1108.20
21	落花生	1202.30、 1202.41-091、-099、 1202.42-091、-099
22	こんにゃく芋	1212.99-110、-190

23	ミルク調製品	1806.20-311、-319、 1806.90-311、-319、 1901.10-111、-119、-121、-129、 1901.20-111、-112、-116、-117、 1901.90-131、-132、-136、-137
24	でん粉調製品	1901.20-156、-157、-159 1901.90-176、-177、-179
25	コーヒー又は茶の調製品 (ミルク 30%以上)	2101.12-231、-232、-236、-237 2101.20-231、-232、-236、-237
26	その他の調製品 (ミルク 30%以上)	2106.10-120、-130、-140 2106.90-111、-112、-119 2106.90-124、-125、-129
27	調製食用脂	2106.90-121、-122、-123
28	繭	50.01
29	生糸	5002.00-211、-215、-216、-217、 -221、-225、-226、-227

## 2. 牛肉に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第7条の5）

品名	輸入統計品目番号
生鮮等牛肉	02.01
冷凍牛肉	02.02

## 3. 豚肉に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第7条の6第1項）

品名	輸入統計品目番号
豚肉等	0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099、 0210.11、0210.12、0210.19、 0210.99-011、-019、 1602.41-011、-019、 1602.42-011、-019、 1602.49-210、-220

## 4. 豚肉に係る輸入数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第7条の6第2項）

品名	輸入統計品目番号
----	----------

生きている豚及び豚肉等	0103.92、 0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099、 0210.11、0210.12、0210.19、 0210.99-011、-019、 1602.41-011、-019、 1602.42-011、-019、 1602.49-210、-220
-------------	---

5. 経済連携協定に基づく関税の譲許の修正（関税暫定措置法第7条の8）

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）

項名	概要	国・地域	輸入統計品目番号
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	02.01
2	冷凍牛肉	オーストラリア	02.02

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP（TPP11））

項名	概要	国・地域	輸入統計品目番号	
3	牛肉	発効国全体	02.01、 02.02、 0206.10-020、0206.29-020	
4	豚肉	オーストラリア	0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099	
5	豚肉	カナダ		
6	豚肉	シンガポール		
7	豚肉	チリ		
8	豚肉	ニュージーランド		
9	豚肉	ブルネイ		
10	豚肉	ベトナム		
11	豚肉	ペルー		
12	豚肉	マレーシア		
13	豚肉	メキシコ		
14	豚肉調製品	オーストラリア		0210.11、0210.12、0210.19、 0210.99-011、-019、 1602.41-011、-019、 1602.42-011、-019、 1602.49-210、-220
15	豚肉調製品	カナダ		
16	豚肉調製品	シンガポール		
17	豚肉調製品	チリ		
18	豚肉調製品	ニュージーランド		
19	豚肉調製品	ブルネイ		
20	豚肉調製品	ベトナム		
21	豚肉調製品	ペルー		
22	豚肉調製品	マレーシア		
23	豚肉調製品	メキシコ		
24	ホエイ（乳たんぱく質 25%未満）	発効国全体	0404.10-126、-136、-146、-166、-176、-186	
25	ホエイ（乳たんぱく質 25%以上 45%未満）	発効国全体	0404.10-127、-137、-147、-167、-177、-187	

26	オレンジ (※12月から3月まで)	発効国全体	0805.10
27	SPF 製材	カナダ	4407.11-110、-190、 4407.12-110、-190
28	パーティクルボード	ニュージーランド	4410.11-110
29	OSB 等	カナダ	4410.11-110 4410.12
30	熱帯産合板	マレーシア	4412.31-111、-191、 -911、-921、-931、-941、-951、 -112、-192、 -912、-922、-932、-942、-952
31	合板	ベトナム	4412.31-932、 -118、-198、 -918、-928、-938、-948、-958、 4412.33、4412.34、 4412.39-991、-992
32	広葉樹合板	マレーシア	4412.31-118、-198、 -918、-928、-938、-948、-958、 4412.33、4412.34
33	針葉樹合板	カナダ	4412.39
34	針葉樹合板	チリ	
35	針葉樹合板	ニュージーランド	
36	豚肉(基準価格未満) (※2022年度以降)	発効国全体	0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099、

○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)

項名	概要	国・地域	輸入統計品目番号
37	牛肉	欧州連合	02.01、 02.02、 0206.10-020、0206.29-020
38	豚肉	欧州連合	0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099、
39	豚肉調製品	欧州連合	0210.11、0210.12、0210.19、 0210.99-011、-019、 1602.41-011、-019、 1602.42-011、-019、 1602.49-210、-220
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	0404.10-126、-136、-146、-166、-176、-186

41	ホエイ(乳たんぱく質 25%以上 45%未満)	欧州連合	0404.10-127、-137、-147、-167、-177、-187
42	オレンジ (※12月から3月まで)	欧州連合	0805.10
43	豚肉(基準価格未満) (※2022年度以降)	欧州連合	0203.11-020、-031、-032、-040、 0203.12-023、-024、-025、-022、 0203.19-023、-024、-025、-022、 0203.21-020、-031、-032、-040、 0203.22-023、-024、-025、-022、 0203.29-023、-024、-025、-022、 0206.30-093、-094、-095、-099、 0206.49-093、-094、-095、-099、

【備考】

- ・ 1. の項名は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 2. の品名は、関税暫定措置法第7条の5第1項に規定する品名。
- ・ 3. 及び4. の品名は、関税暫定措置法第7条の6第1項に規定する品名。
- ・ 5. の項名は、関税暫定措置法施行令別表第1の項番号。
- ・ 5. の網掛けの品目は、平成31年4月時点で施行されていないセーフガード措置。
- ・ 上記の輸入統計品目番号は、セーフガード措置の計上対象（措置の発動条件を満たしたか判断するための輸入数量の計上範囲）であって、セーフガード措置の発動対象（措置が発動した際に関税率が引き上がる範囲）とは必ずしも一致しません。例えば、関税割当ての適用を受けて輸入されるものは、セーフガード措置の計上対象には含まれ得ますが、発動対象には含まれません。
- ・ 5. の27の項の「SPF」：とうひ（Spruce）、松（Pine）及びもみ（Fir）
- ・ 5. の29の項の「OSB」：オリエンテッドストランドボード